

前回調査答申の「今後の課題」への取組状況
（前回検討会（第 4 回）における指摘への対応）

全国単身世帯収支実態調査は、全国消費実態調査を補完する見地から、今回初めて、民間調査機関が管理する登録モニター等を対象として調査を実施するものであるため、モニター調査の調査結果の精度に及ぼす影響等について十分な検証を行うとともに、全国消費実態調査の結果との統合集計の方法やその結果の妥当性についても併せて十分な評価を行う必要がある。

このため、調査実施者は有識者等から成る研究会を設置するなどして、これらの検討を行う必要がある。

- 全国単身世帯収支実態調査（モニター調査）の調査結果の精度に及ぼす影響について、平成23年2月に開催した第2回家計調査等改善検討会において検討を行ったところ、平成21年全国消費実態調査とモニター調査間の家計収支の差はモニター世帯の特性のみに起因しているとは言い切れないとの結論を得た。
- あわせて、統合集計の方法及び結果の妥当性についても検討を行い、平成23年12月に参考系列として統合集計結果を公表した。

（参考）結果の比較のまとめ

21全消単身世帯とモニター単身世帯の家計収支を男女年齢階級別で比較した時にみられる差は、調査期間中にたまたま高額な支出があった世帯が抽出されたことによる影響があると考えられ、両調査間の家計収支の差がモニター世帯の特性に起因しているものであるか否かを判断することはできない。

全国消費実態調査について、よりの確に家計の実態を把握する等の観点から、今後、地方公共団体等の事務負担や記入者負担にも留意しつつ、以下の課題について見直しを進める必要がある。

ア 家計の個計化の進展を踏まえ、よりの確に家計の実態を把握する観点から、次のような検討を行う必要がある。

- ① 甲調査の「年収・貯蓄等調査票」について、資産の個計化を捉えるため、貯蓄現在高を世帯員別に把握することの可否。
- ② 現在、家計調査の終了世帯を対象に実施している乙調査（個人収支簿）について、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申（平成20年12月統計委員会）（以下「基本計画答申」という。）において、「家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況をよりの確に把握することに関して検討する。」（平成23年中に結論を得る。）との指摘が行われていることから、この検討状況を踏まえた本調査の在り方。

【①貯蓄現在高を世帯員別に把握することの可否について】

- 世帯員が個別に口座を保有していたとしても、それぞれの口座にある貯蓄現在高が、口座名義人である世帯員の貯蓄を反映しているとは限らない。

- 世帯員共用の口座に貯蓄している場合、個々に貯蓄額を把握することは困難。
- 親が子供名義の口座に貯蓄している場合、子供の貯蓄となり、未就学児の貯蓄現在高が出る可能性が考えられ、意味のある統計表になるかどうか疑問。

【②個計化の状況をよりの確に把握することに関する検討状況を踏まえた調査の在り方について】

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げられた「個計化の状況のよりの確な把握」について検討するため、「家計の個別化の実態に関するアンケート」を行い、平成23年6月に開催した第3回家計調査等改善検討会において、「家計簿記入者が世帯の全体の収支を把握することは可能である」との結論を得た。

今後は家計調査と同様に、「調査票の記入例に世帯全体の収支を漏れなく記入してもらうための注意喚起の文言を盛り込む等、世帯全体の家計収支の適切な把握」に努める。

(参考) アンケート結果まとめ

世帯全体の収入・支出総額の把握状況は、「把握している」、「概ね把握している」及び「概ね把握できる」の回答を合わせると全体の9割以上となっており、家計簿記入者が世帯の全体の収支を把握することは可能であると考えられる。このことから、家計調査においても、家計簿記入者が世帯全体の収支を記入する現行の調査方法により、世帯全体の家計の把握は可能であると考えられる。

今後は家計調査の調査票の記入例に世帯全体の収支を漏れなく記入してもらうための注意喚起の文言を盛り込む等、世帯全体の家計収支の適切な把握に努める。

イ 家族の形態が多様化している状況を踏まえ、甲調査の「世帯票」について、「(16) その他の人の場合」に「世帯主との続柄」を追加することなどにより、非同居の家族を含めた多様な家族類型別集計を行い、公表することを検討する必要がある。

- 平成21年全国消費実態調査の特定世帯編(第75表及び第76表)の「非同居家族のいる世帯」において、「主たる家計維持者以外が長期不在の世帯」を不在理由(入院、学業、その他)別に公表している。
- 調査票に非同居世帯員の「世帯主との続柄」を追加すること自体は不可能ではないが、収支の差は入院、学業など不在理由に依存する部分が大きく、「世帯主との続柄」の違いに依存するとは考えにくい。

(参考) 第76表 非同居家族のいる世帯別1世帯当たり1か月間の収入と支出(二人以上の世帯)

収 支 項 目	平 均						出 稼 ぎ	入 院
	主たる家計維持者が長期不在の世帯	単身赴任	配偶者と子供の世帯	うち長子が大学院生以下	その他の世帯			
集 計 世 帯 数	4,507	639	536	414	291	122	32	22
世 帯 数 分 布 (抽 出 率 調 整)	2,848,431	476,211	402,046	330,095	229,264	71,951	19,260	20,616
(1 万 分 比)	809	135	114	94	65	20	5	6

そ の 他	主たる家計維持者以外が長期不在の世帯		(再掲) 主たる家計維持者以外が長期不在の核家族世帯		(再掲) うち夫婦のみの世帯		(再掲) うち夫婦と子供の世帯		(参考) 非同居家族のいない世帯
	うち入院	うち学業	うち入院	うち学業	うち夫婦のみの世帯	うち夫婦と子供の世帯	うち夫婦のみの世帯	うち夫婦と子供の世帯	
48	3,971	249	2,460	2,815	1,038	1,575	46,329		
34,288	2,444,401	156,228	1,434,051	1,774,695	646,345	992,105	32,351,353		
10	694	44	407	504	184	282	9,191		

ウ 甲調査の「世帯票」において、住宅に関する事項を把握しているが、住宅・土地統計調査、国勢調査等においてもほぼ同様な調査事項が盛り込まれており、所要の調整を検討することが必要となっている。これについては、基本計画答申において、「住宅・土地に関する統計体系について検討する。」（平成25年調査の企画時期までに結論を得る。）との指摘が行われていることから、この検討状況を踏まえつつ、対応を図る必要がある。

- 全国消費実態調査では、住宅・土地に関する事項を世帯属性としてとらえ、家計の収支、耐久財の所有状況、貯蓄・負債等が保有する住宅・土地の状況によってどのように変化するかを把握するために用いており、他調査に同様の調査事項が盛り込まれているから、調査の必要がないという性質のものではない。さらに、全国消費実態調査では、金融資産に住宅・土地などの実物資産を加えた家計資産を推計している点でも、住宅・土地に関する事項は必要である。
- なお、調査事項（住居の所有関係、住宅の建て方など）の定義は住宅・土地統計調査、国勢調査など他調査と同様となっている。

エ 家計資産を的確に把握する観点から、次のような検討を行う必要がある。

- ① 甲調査の「年収・貯蓄等調査票」において、株式を国内、国外別に把握することの可否。
- ② 現在把握していない「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」の世帯の資産について、諸外国の調査事例やその結果表章の状況を踏まえつつ、その把握の可否。
その際、価格評価の方法の検討とともに、どの調査票（耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票）で把握することが適当かについても検討する必要がある。

【①株式を国内、国外別に把握することの可否について】

- 外国株式については、「年収・貯蓄等調査票」の「2 貯蓄現在高(10) 上記(8)のうち外貨預金・外債」に含まれており、外貨建て金融資産の一部として把握しているが、調査票上に外国株式について明記しておらず、調査世帯には「記入のしかた」上で案内している。調査票に記載がないことによる解釈誤りがないよう、調査票の文言修正を検討する。
- なお、株式を単独で国内、国外別に把握することについては、近年、投資信託を保有する世帯が増加している中で、株式だけ細分化する必要性について疑問がある。また、投資信託には、国内外の株式・債券等と一緒にになっている商品も多数あり、この中から株式部分の金額を国内、国外別に把握することは調査世帯の負担等を考慮すると極めて困難。

【②「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」の世帯の資産の把握の可否について】

- カナダで実施している資産調査では、調査期間中に購入した資産と共に、骨董品、収集品等の保有資産についても調査している。
- しかしながら、「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」については、他の資産に比べ金額に相当な幅があり、骨董品等の価格を世帯に評価させることは難しい。また、購入価格を記入してもらおう方法でも、世帯の人が記憶していない（又は把握していない）可能性があり、正確性に欠ける。仮に記入してもらったとしても、その数値の妥当性についての検証も難しい。